

軽自動車税の減免について



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（以降「障がい者」と称します。）のうち、一定の要件に該当する人が所有する軽自動車について、申請をいただくことで軽自動車税を全額免除する制度があります。

▼対象となる障がい者の区分等

障がい者の人の区分	車両の所有者	運転する人
・18歳以上の身体障がい者 ・戦傷病者	障がい者本人	障がい者本人
		生計を一にする人 または 常時介護する人
・18歳未満の身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者	生計を一にする人 または常時介護する人	生計を一にする人 または 常時介護する人

▼持参するもの

- ①障害者手帳等
- ②運転する人の運転免許証
- ③自動車検査証
- ④印鑑
- ⑤減免申請書
- ⑥常時介護証明書または生計同一証明書
(運転者が世帯分離している場合)

▼申請期間

4月1日(月)～4月26日(金)

▼申請先

総務部税務課または各振興事務所

▼減免の対象となる障害

①身体障がい者

障害の区分	身体障がい者の人が運転する場合	生計を同じくする人が運転する場合または常時介護する人が運転する場合
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級と3級	2級と3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害に限る)	
上肢不自由	1級～3級	1級と2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級と5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級と3級	1級と3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級

②戦傷病者

障がいの種類・等級については、総務部 税務課へ問い合わせください。

③知的障がい者（生計を一とする人、または常時介護する人が運転する場合のみ減免対象）

障がいの程度が「A」、「A1」もしくは「A2」の人

④精神障がい者（生計を一とする人、または常時介護する人が運転する場合のみ減免対象）

障がいの程度が1級の人、ただし、「自立支援医療受給者証（精神病院）」が交付されている人に限ります。

▼注意点

- 1人の障がい者の人に対し「普通自動車」、「車いす移動車などの構造減免車」を含めて「1台のみ」が減免対象となります。（普通自動車の自動車税減免を受けられる人は、軽自動車税の減免は受けられません。）
- 障がい者が長期入院、または社会福祉施設に入所されている場合は、減免は受けられません。
- 知的障がい者および精神障がい者の「本人運転」の場合は、減免は受けられません。
- 精神障がい者のうち、「自立支援医療受給者証（精神病院）」が交付されていない人は、減免は受けられません。
- 障がい者と運転者が世帯分離されている場合、常時介護証明書、または生計同一証明書が必要です。
- 減免の申請は、翌年度以降も毎年手続きが必要です。

〈問い合わせ先〉 総務部税務課 ☎67-1837 (直通)